

## **【事案Ⅱ－２】災害後遺障害共済金請求**

・平成 27 年 7 月 23 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

同一の事故において左手関節と左手指関節に著しい障害を残した件につき、両者は同一部位に生じたものであるから、両者のうちいずれか高い等級を本件後遺障害としてなした被申立人の決定に対し、これらの障害は別部位の障害であるから、それぞれの部位を後遺障害と認定した合計金額と既払額との差額を支払えとして申立てに及んだもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、後遺障害共済金 100 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 25 年 8 月の転倒事故により、左手関節および靭帯を損傷し、このため左手関節の可動域制限および左手指の全部の用を廃した。
- (2) 平成 26 年 9 月付の診断書をもって後遺障害共済金を請求したところ、後遺障害第 8 級 96 号（1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの）として、災害給付特約 500 万円の 20%にあたる 100 万円が特約共済金として支払われた。
- (3) つぎに、平成 26 年 10 月 21 日付の診断書をもって後遺障害共済金を請求したところ、後遺障害第 5 級 41 号（1 手の母指および示指を含み 3 の手指の用を廃したもの）と認定されたが、左手関節と左手指は「同一部位」であるとして、災害給付特約 500 万円の 50%にあたる 250 万円から上記（2）による 100 万円を差し引いた、150 万円が特約共済金として支払われた。
- (4) しかしながら、手関節と手指関節は医学的にも別部位であり、約款・事業規約解釈上も同一部位であると解釈するのは、共済団体だけである。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 本件契約には災害給付特約 500 万円が付加されているが、同特約の支払事由は「被共済者がこの特約の効力発生の日以後に生じた災害を受けた日から起算して 200 日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に第 2 級から第 10 級までの後遺障害の状態になったこと」であり、共済金の額は「共済金額×別表 2 の支払割合」である。
- (2) そして、別表 2 の適用上の注意事項 4 では「すでに後遺障害の状態にある身体の

部位と同一部位に後遺障害の状態が加重して生じたときの災害給付特約の共済金の支払割合は、すでに生じていた後遺障害の状態が次のいずれかに該当するときは、それに対応する支払割合を新たな後遺障害の状態に対応する支払割合から差し引いて得た支払割合とします」とされ、差し引く場合の一つとして「災害給付特約の共済金が支払われたものまたは支払われることとなったもの」となっており、この場合は差し引くこととされている。

- (3) 次に、部位の説明として、注意事項5で「前3項でいう身体の部位は、眼、耳、鼻、そしゃく、言語、外ぼう、精神、神経、胸腹部臓器、せき柱、上肢（手指を含みます。）および下肢（足指を含みます。）とし、両眼および両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢および下肢については、左右はそれぞれ他部位とします」と細かく説明されている。要するに、上肢は手指までを含んで上肢であり、下肢は足指を含んで下肢であることをあらわしているものであって、この部位の特定は何ら不合理なものではなく当然である。したがって、申立人の左手指と左手関節は別部位であるとの主張は、申立人の独断というほかなく、この適用上の注意事項は、敢えて指摘して、共済契約者に誤解のないことを意図したものである。
- (4) 本件申立ては、同一部位に生じた後遺障害の判断についてのものであるが、それは申立人の理解不足によるものであり、申立人の申立は理由のないことが明らかであるから、棄却されるべきである。

### <裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の被申立人に対する請求はこれを認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件の争点は、左手関節の著しい機能障害（後遺障害第8級該当）、及び、左手指の用廃（後遺障害第5級該当）の後遺障害が同一部位の後遺障害にあたるか否かである。
- (2) 災害給付特約の「表2.後遺障害等級表」の「使用上の注意事項」には、第3項（ア）「後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたものであるときは、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合とします。」、第5項「前3項でいう身体の部位は、眼、耳、鼻、そしゃく・言語、外ぼう、精神・神経、胸腹部臓器、せき柱、上肢（手指を含みます。）、および下肢（足指を含みます。）とし、両眼および両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢および下肢については左右はそれぞれ他部位とします。」と記載されている。

申立人は、左手関節の著しい機能障害（後遺障害第8級該当）、と左手指の用廃（後遺障害第5級該当）の後遺障害が別部位の後遺障害であるとして、上記2つの後遺障害に基づくそれぞれの共済金の全額の支払いを求めているが、当審議会は、上記

両後遺障害が同一部位の後遺障害であると判断して、上記後遺障害について、申立人は、最も上位の等級の5級の後遺障害共済金を請求できるが、それ以上の共済金の請求はできない。

- (3) その理由は、「表2.後遺障害等級表」の「使用上の注意事項」第5項に「身体の部位は、眼、耳、鼻、そしゃく・言語、外ぼう、精神・神経、胸腹部臓器、せき柱、上肢（手指を含みます。）、および下肢（足指を含みます。）とし、両眼および両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢および下肢については左右はそれぞれ他部位とします。」と記載されているように、「上肢（手指を含みます。）」とは「上肢および下肢については左右はそれぞれ他部位」ではあるが、その上肢については、肩から手指までを一体としていることは、その記載から明らかである。
- (4) したがって、申立人の左手関節の著しい機能障害（後遺障害第8号該当）、及び、左手指の用廃（後遺障害第5級該当）の後遺障害は同一部位の障害と解されるべきである。その場合、「表2.後遺障害等級表」の「使用上の注意事項」第3項（ア）に「後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたものであるときは、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合とします。」とあるので、申立人が受けるべき後遺障害共済金は最も上位の等級の後遺障害である第5級の共済金250万円であると解される。